

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
死体解剖保存法（昭和24年6月10日法律第204号）第9条	解剖室以外で解剖する場合の許可	指導予防課

- 1 審査基準は、特別の事情がある場合。
- 2 標準処理期間は、10日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。